

行政対応検証の論点等整理表（時系列） &lt; 1 ~ 14 …本表における通番 &gt;

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点（案）
1 2001(平成13). ～ 2014(平成26). 10.29	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>崩落箇所の改変行為が開始されたと推定される時から最初の情報提供の間</li> </ul>	—	—	<p><b>（その他の論点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)最初の情報提供があった時まで、崩落箇所の改変行為について、市は認知していなかったか</li> </ul>
2 2014(平成26). 10.30	第1回 資料11 A-1	<p>①不法投棄に係る情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物対策課は、天竜農林事務所職員からコンクリートガラや木の根の投棄に係る情報提供を受け、天竜警察署と現場確認を実施</li> <li>現場確認中、土砂を搬入してきたダンプ運転手に話を聞いたところ、土地所有者の依頼を受け、1、2年前から埋め立てしており、ダンプは [ ] から借りていることが判明</li> <li>土地所有者とも現場立ち合いし、土地所有者は自身所有の土地に何を埋めようと問題はないとの認識であったため、自身所有の土地でも何を捨てても良いわけではないことを指導</li> </ul>	<p>⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第2条（定義） 第5条（清潔の保持等） 第16条（投棄禁止）</p>	<p>⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[行] (1)廃棄物のみが法規制の対象であり、盛り土(自然土)は廃棄物に当たらない</li> <li>[行] (2)ア本件投棄行為は不法投棄に当たるため、投棄者に撤去させたが、それ以外の投棄行為は確認していない</li> <li>[行] (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たらない</li> <li>[行] (2)ウ土地所有者は、投棄者に当たらない</li> <li>[現] (3)土地所有者の清潔保持等は努力義務に過ぎず違反に対する制裁はない</li> </ul>	<p><b>（法令論点）</b></p> <p>⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>本件改変行為は、廃棄物処理法で規制することができなかったのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)盛り土は「廃棄物」(2条1項)に当たるのか</li> <li>(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのか</li> <li>(2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為(16条)に当たるのか</li> <li>(2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか</li> <li>(3)清潔保持義務(5条)は努力義務に過ぎないのか</li> </ul> <p><b>（その他の論点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)土砂等の中にどの程度の量の廃棄物が混入していたのか</li> <li>(b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったか</li> </ul>
3 2014(平成26). 11.4	第1回 資料11 B-1	<p>①建築廃材等の搬入に係る通報（来庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天竜区まちづくり推進課は、[ ] から、本年5月頃からコンクリート片、竹材などの建築廃材のようなものを捨てていくトラックの行き来があり、現場には重機も置かれているとの通報を受け、対応関係課となる産業廃棄物対策課、北部都市整備事務所及び天竜土木整備事務所へ連絡</li> </ul>	—	—	<p><b>（その他の論点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)通報内容の共有（連絡）先は適切であったか</li> </ul>

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)
4 2014(平成26). 11.4 ～ 12.26	第1回 資料11 A-2	①建築廃材等の搬入に係る通報 【産業廃棄物対策課の対応】 ・天竜区まちづくり推進課から、土砂内に伐根やコンクリートガラが含まれているようだとの連絡を受け、11月5日に現場確認を実施 ・11月14日、[ ] から、10月29日、30日の投棄物を搬出し残材を分別後、処分場にて処分する報告書の提出があり、受理 ・12月26日、[ ] から、12月7日に投棄物を回収撤去した報告(撤去写真・契約書・請求書・領収書)の提出があり、投棄に対する対応を完了	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条(投棄禁止)	⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [2]と同じ	(法令論点) ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [2]と同じ  (その他の論点) ■ (a)2日分の産業廃棄物の回収撤去及び12月26日の報告書受理をもって対応を完了としたことは適切だったか ■ (b)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか
5 2014(平成26). 11.4	第1回 資料11 D-1	①建築廃材等の搬入に係る通報 【北部都市整備事務所の対応】 ・天竜区まちづくり推進課から、土砂の廃棄が行われている現場の近くに住宅地があるが、建築及び都市計画関係規制の中で、制限や指導が必要となることはないかとの連絡を受け、がけ条例等で全く関連が無いとは言い切れないが、一般的に所有する山などを削ったり、盛ったりする行為に対してすぐに建築の制限や指導を行うことは無いことを回答 ・静岡県土採取等規制条例の制限の観点から、天竜土木整備事務所への連絡を案内	⑤建築基準法 第39条(災害危険区域) 第40条(地方公共団体の条例による制限の附加) ⑤静岡県建築条例 第3条(指定) 第4条(建築の制限) 第10条(がけ付近の建築物)  ③都市計画法 第4条(定義) 第29条(開発行為の許可)  ④宅地造成等規制法 第2条(定義) 第3条(宅地造成工事規制区域) 第8条(宅地造成に関する工事の許可)	⑤建築基準法、静岡県建築条例 ・[現](1)本件土地は、災害危険区域に指定されていないため、災害危険区域に関する規制が適用されない ※静岡県建築安全推進課へ確認中 ・[行](2)本件変更行為は建築物を建築する行為ではない  ③都市計画法 ・[行](1)本件変更行為は、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう造成ではなく開発行為に該当しない  ④宅地造成等規制法 ・[行](1)本件変更行為は、宅地造成に該当するが、本件土地は、都市計画区域ではなく、市街地又は市街地となろうとする土地の区域ではないことから、宅地造成工事規制区域外であるため、工事の許可は不要である	(法令論点) ⑤建築基準法、静岡県建築条例 本件変更行為は、建築基準法で規制することができなかったのか ■ (1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか、指定していない理由は何か、また、本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか ■ (2)本件変更行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか  ③都市計画法 本件変更行為は都市計画法で規制することができなかったのか ■ (1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」(4条10項)「特定工作物の建設」(同条11項)の用に供する目的(同条12項)はなかったか ④宅地造成等規制法 本件変更行為は、宅地造成等規制法で規制することができなかったのか ■ (1)本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」として「宅地造成工事規制区域」(3条)に指定すべきだったのか  (その他の論点) ■ (a)回答内容は適切であったか

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)
6 2014(平成26). 11.4 ～	第1回 資料11 C-1	①建築廃材等の搬入に係る通報 【天竜土木整備事務所の対応】 ・天竜土木整備事務所は、土砂の廃棄が行われているとの天竜区まちづくり推進課から連絡を受け、現場確認(日付不明)を実施 ・土砂搬入が確認できたが、それほど土量が多いと感じられないことから、土地所有者に対して、これ以上の土砂搬入は静岡県土採取等規制条例の違反も考えられるため、搬入をやめるように口頭指導し、了承を得た ※元の地山の状況が分からず、実際の盛り土の量をその場で想定するのは困難であった	①静岡県土採取等規制条例(R4.7.1以前) 第3条(土の採取等の計画の届出) 第6条(措置命令) 第7条(停止命令) 第9条(土の採取等の跡地に係る措置命令) 第14条(適用除外等) ①静岡県土採取等規制条例施行規則 第8条(適用除外)	①静岡県土採取等規制条例(R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則 ・[行](1)条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない ・[行](2)適用除外の範囲を超える盛土を行った事業者の存在は確認できていない ・[現](3)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、この条例による規制は適用することができない ・[行](4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」ことができなかったことから、土地所有者に対する行政指導にとどめた ・[現](5)「土の採取等の跡地」については、措置命令を行い得る ・[現](6)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、措置命令を行うことができない	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例(R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則 本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか ■(1)条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのか ■(2)本件土地に適用除外(14条1項3号、規則8条3項3号)の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのか ■(3)複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合、3条1項の届出義務はないのか ■(3)イ措置命令(6条)停止命令(7条)は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのか ■(4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」(6条)(7条)ことができたのか ■(5)「土の採取等に係る跡地」(9条)には、3条1項の届出をしていない盛土の跡地も含まれるのか ■(6)措置命令(9条)は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行う場合に適用することができるのか
7 2015(平成27). 3.9	第1回 資料11 A-3	②土砂の搬入に係る情報 ・産業廃棄物対策課職員が緑恵台付近をパトロール中、「残土捨場」と表示された看板を発見 ・静岡県土採取等規制条例の観点から天竜土木整備事務所へ連絡	—	—	(その他の論点) ■(a)土地所有者に対する口頭指導のみでよかったか ■(b)搬入された土量の確認や搬入業者の特定などをする必要はなかったか ■(c)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか
8 2015(平成27). 3.18	第1回 資料11 C-1	②土砂の搬入に係る情報(続報) ・天竜土木整備事務所は、引き続き土砂が搬入されているという情報を受け、現場確認及び土地所有者への聞き取りを実施 ・土地所有者へ、これ以上の土砂搬入の継続は静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導となることなどを注意警告するとともに、看板の撤去についても口頭指導し、土地所有者から了承を得た ※元の地山の状況が分からず、実際の盛り土の量をその場で想定するのは困難であった ※搬入業者のことは、土地所有者もわからない状況であり、確認できなかった	—	—	(その他の論点) ■(a)2014.11.4にも土砂搬入について口頭指導しており、今回、口頭での注意警告をしたこと及びその内容は適切であったか

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)
<p>9</p> <p>2017(平成29). 11.15 ～ 11.28</p>	<p>第1回 資料11 D-2</p>	<p>②土砂の隣地越境（1件目の通報）（電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部都市整備事務所は、[redacted] から、隣地で埋め立てされている土砂が、越境してきているとの通報を受け、現場確認を実施</li> <li>敷地境界も不明確であり、明らかな問題は見受けられないため、通報者に建築協定に抵触せず、土砂の越境については民事的な問題となるので、市では対応できない旨を伝えた</li> </ul>	<p>⑤建築基準法 第69条（建築協定の目的） ⑤天竜市建築協定条例 第2条（協定事項） ⑤浜松市建築協定条例 第2条（協定事項）</p>	<p>⑤建築基準法、天竜市建築協定条例、浜松市建築協定条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[行] (3)本件土地は、緑恵台建築協定において緑地と位置付けられており、同協定で制限する盛土をする行為の適用がない区域である（7条6項、8項）</li> <li>[行] (4)法は、市が建築協定条例を定めることができると及びその認可手続等を規定しているにすぎず、建築協定の違反について特定行政庁（市長）は監督処分権限を有しない</li> </ul>	<p><b>（法令論点）</b></p> <p>⑤建築基準法、天竜市建築協定条例、浜松市建築協定条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (3)本件改変行為は建築協定の対象なのか</li> <li>■ (4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのか</li> </ul> <p><b>（その他の論点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (a)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡の必要はなかったか</li> <li>■ (b)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか</li> </ul>
<p>10</p> <p>2018(平成30). 2.9</p>	<p>第1回 資料11 D-2</p>	<p>②土砂の隣地越境（2件目の通報）（電話）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部都市整備事務所は、[redacted] から、土砂の隣地越境の状況が続いていることと、土砂の中に廃棄物があり、不法投棄ではとの通報を受けた</li> <li>土砂（コンクリートガラ含む）が越境していることに関しては、民事的な内容であり、市が直接的に対応することができないため、市民相談や法律相談の窓口として市民生活課の「くらしのセンター」を紹介</li> <li>コンクリートガラは、産業廃棄物の処理としての違法性も考えられるため、産業廃棄物対策課を案内し、いずれにしても建築行為等が絡む案件ではないため、北部都市整備事務所が所管する案件ではなく、民事的な内容となるので市では対応できない旨を伝えた</li> </ul>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p><b>（その他の論点）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (a)産業廃棄物対策課を案内するだけでなく、産業廃棄物対策課へ直接連絡をする必要はなかったか</li> <li>■ (b)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡は必要なかったか</li> <li>■ (c)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか</li> </ul>



日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)
11 2021 (令和3) . 12.23 または 12.24	第1回 資料11 C-1	③土砂搬入箇所の安全性確認依頼 (来庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>天竜土木整備事務所は、来庁した緑恵台自治会長から、最近土砂搬入されていないようだが、一度確認してもらいたいが、まずは土地所有者は[ ]のため、親族に市へ連絡するように伝える旨の話を受けた</li> <li>現地を確認するだけでは安全判断は難しいので、静岡県土採取等規制条例に明確に該当することが確認できれば、規制することは可能である旨を説明した</li> </ul>	①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1 以前) 第3条 (土の採取等の計画の届出) 第6条 (措置命令) 第7条 (停止命令) 第9条 (土の採取等の跡地に係る措置命令) 第14条 (適用除外等) ①静岡県土採取等規制条例施行規則 第8条 (適用除外)	①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1 以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則  [6]と同じ	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1 以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則  [6]と同じ
12 2022 (令和4) . 1.21	第1回 資料11 C-1	③の続報 (土地所有者の親族から相談) (電話) <ul style="list-style-type: none"> <li>天竜土木整備事務所は、土地所有者の親族からの電話を受けた</li> <li>静岡県土採取等規制条例の説明をし、届出の要否判断のため、盛り土の土量や面積の確認を依頼</li> <li>届出が必要となった場合は連絡するよう念押しし、今以上の土砂搬入はしないこと、入口の進入路には入れないようにすること、路面水が埋め土部分に流入しないように対処することも口頭指導</li> <li>土地所有者の親族からは、確認後、再度電話するとの回答を得るが、その後連絡がなく、現場確認等の対応は未実施</li> </ul>	—	—	(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)盛り土の土量や面積の確認、届出要否については、土地所有書からの情報提供待ちであったが、対応として適切であったか</li> <li>(b)土砂崩落までの8ヶ月、土地所有者の親族からの連絡がない中、市は何らかの対応をする必要はなかったか</li> </ul>
13 2014 (平成26) . 10.30 ～ 2022 (令和4) . 1.21 (行政対応が 確認された間)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の情報提供があった2014.10.30 から2022.1.21 まで8年の間</li> </ul>	—	—	(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)2014.10.30 から2022.1.21 まで8年の間、崩落箇所における改変行為に対して、市民等からの通報や相談があった中、市の関係部局間での情報共有はできていたか</li> </ul>
14 2022 (令和4) . 1.22 ～ 2022 (令和4) . 9.24	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>最後の行政対応から土砂崩落までの間</li> </ul>	—	—	(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)最後の行政対応の日から土砂崩落までの間に、できる行政対応はなかったか</li> </ul>